

有効期間 5 年（平成33年12月31日まで）

平成28年 4 月15日

各 警 察 署 長 様

生 活 安 全 部 長
（生活安全総務課）

「職場防犯リーダー」モデル制度の実施について（通達）

みだしの制度については、「『職場防犯リーダー』モデル制度の継続実施について」（平成26年12月 8 日付け広安安第1692号。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、平成28年度生活安全部組織再編に伴い、次のとおり、旧通達を一部改正し、本日から運用することとしたので、部下職員に周知徹底し、効果的な推進に努められたい。

なお、旧通達は、本通達の施行をもって廃止する。

「職場防犯リーダー」モデル制度実施要領

1 趣旨

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例第4条「事業者の責務」では、「事業者は、事業活動を行うに当たり、犯罪を防止するために必要な措置を講じるよう」、また、「地域社会の一員として、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるよう」定めているが、これを具現化するためには、県内全ての事業者が、自主防犯対策の強化を図るとともに、いわゆる防犯CSR（社会貢献）活動の一環として、事業活動を通じた防犯活動に取り組むことが重要である。

そこで、事業所における自主防犯対策を促進するとともに、社会人が日常生活の中で最も多くの時間を過ごす「職場」において、自主的な防犯活動が促進されるよう、事業所の中から、「職場防犯リーダーモデル事業所」（以下「モデル事業所」という。）を指定するとともに、モデル事業所ごとに「職場防犯リーダー」を選任して、同リーダーが中心となり、職場内での犯罪・防犯情報の発信活動を行い、事業所内はもとより、地域の安全確保に向けた自主的な活動を実施し、職場から家庭、家庭から地域の隅々にまで、防犯活動の輪を広げ、県民の防犯意識の高揚を図ろうとするものである。

2 推進要領

(1) モデル事業所の指定等

警察署管内に事務所を置く事業所の中から、モデル事業所を指定することとし、モデル事業所には、事業所の長に対して、別添1「『職場防犯リーダーモデル事業所』指定書」を交付すること。

(2) 職場防犯リーダーの選任等

ア 職場防犯リーダーの選任

モデル事業所ごとに、事業所の幹部又は従業員の中から、職場防犯リーダーを選任すること。

事業所ごとの選任数は、事業所の規模・従業員数等を勘案して、リーダー1人、副リーダー1人以上とすること。

イ 選任に当たっての留意事項

女性の立場からの防犯対策を考慮し、女性の選任にも配慮すること。

なお、職場防犯リーダーが異動等により変更があった場合は、都度、選任替えを行うこと。

(3) 職場防犯リーダー証の交付

職場防犯リーダーに対しては、別添2「職場防犯リーダー証」を交付すること。

(4) 職場防犯リーダーの任務

職場防犯リーダーは、警察から発信した情報に基づき、朝礼や事業所内の通信網を活用して従業員に伝達し、事業所内の防犯意識を高揚するとともに、事業活動を通じて、顧客や地域の自主防犯活動を促進することを任務とする。

(5) 研修会等の開催

選任した職場防犯リーダーに対しては、研修会等を通じて本制度の趣旨、目的についての理解を図るとともに、地域の治安情勢、犯罪防止対策、交通事故の発生状況及び地域安全活動等に関する指導等を行い、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動に対する理解と参加意識の醸成を図ること。

3 職場防犯リーダーの運用

(1) 情報発信ルートの構築

警察署ごとに、メールやファックス等による職場防犯リーダーとの情報発信ルートを構築すること。

(2) 情報発信の実施

情報発信に当たっては、犯罪・事故発生情報のタイムリーな発信はもとより、ホームページの更新状況、講習会や行事などの各種情報についても随時発信し、防犯・交通安全など警察が発信する各種情報への関心を高めるよう配慮すること。

なお、その際、一方的な情報発信に終わることなく、警察から発信した情報に対する意見や活用状況、必要とする情報ニーズの吸い上げなど、防犯リーダーと双方向による情報発信が可能となるよう配慮すること。

(3) 職域安全推進連絡員との連携

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例第7条に基づき委嘱している「職域安全推進連絡員」については、職場防犯リーダーとの連携が図られるよう、配慮すること。

4 留意事項

(1) 「減らそう犯罪・なくそう交通事故パートナーシップ事業」との連携

知事部局においては、県警察と連携の上、「減らそう犯罪・なくそう交通事故パートナーシップ事業」を推進していることから、この取組との連動にも配慮すること。

(2) 本施策の各種情報発信に対する活用

交通部門に関する情報はもとより、県民の安全・安心の確保のため、警察が行うあらゆる情報発信のために活用すること。

(3) 一般の事業所に加え、自治体である市町（市役所、区役所、町役場等）や大学等の教育機関に対しても指定を働きかけるなど、モデル事業所の拡充に努めること。

5 報告

(1) モデル事業所の指定

モデル事業所を指定した場合は、都度、別添3「モデル事業所及び職場防犯リーダーの指定結果」により、生活安全総務課へ報告すること。

(2) 指定の取消

事務所が他の管内に移転するなどし、指定を取り消した場合は、生活安全総務課に報告すること。（様式不問）

(3) 職場防犯リーダーの変更

選任した職場防犯リーダーの変更があった場合は、別添4「職場防犯リーダー変更報告書」により、生活安全総務課へ報告すること。

(4) 随時報告

本制度の効果的推進事例等については、随時報告すること。（様式不問）

〔 本件担当 地域安全2係
警 電 3048 〕

「職場防犯リーダーモデル事業所」指定書

様

貴事業所を，職場防犯リーダーモデル事業所に
指定します。

平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 警 察 署 長 印



職場防犯リーダー証	
氏名 広島太郎	
職場防犯リーダーであることを証する。	
	平成 年 月 日
	〇〇〇警察署長
	公印

備考

用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

別添3

モデル事業所及び職場防犯リーダーの指定結果

【〇〇〇警察署】

モデル事業所

所在地	
職場名称	
業種	
代表者	
連絡先	電話番号 FAX番号 メールアドレス
選定理由	

職場防犯リーダー

区分	氏名	職場役職	生年月日 (年齢)
正	(ふりがな) -----		大・昭・平 年 月 日生 (歳)
副	(ふりがな) -----		大・昭・平 年 月 日生 (歳)
情報発信ルート先			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			

別添 4

職場防犯リーダー変更報告書

【〇〇〇警察署】

モデル事業所

所在地	
職場名称	

職場防犯リーダー
変更前

区分	氏名	職場上の 役職	生年月日 (年齢)
正	(ふりがな) -----		大・昭・平 年 月 日生 (歳)
副	(ふりがな) -----		大・昭・平 年 月 日生 (歳)

変更後

区分	氏名	職場上の 役職	生年月日 (年齢)
正	(ふりがな) -----		大・昭・平 年 月 日生 (歳)
副	(ふりがな) -----		大・昭・平 年 月 日生 (歳)
情報発信ルート先			
電話番号			
FAX 番号			
メールアドレス			

※ 枠に入らない場合は、適宜様式を変更すること。